

善通寺市監査委員公表第3号

平成30年11月9日付け善監委第44号で提出した平成30年度財政援助団体監査（前期）〔体育協会，地区体育振興会，文化協会〕の結果に関する報告に対し，市長から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年12月7日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成30年度財政援助団体監査（前期分）

財政援助団体監査指摘事項の取組について（本市所管分）

個別指摘事項

【体育協会（生涯学習課所管）指摘事項】

補助金等における概算払いの申請について（平成29年度及び30年度）

善通寺市補助金等交付規則に係る第3号様式（交付決定通知書）等の記載において、同規則と異なる文言の記載が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

また、体育協会に対して、指摘した関係申請書等について、様式に合致するよう指導されたい。

【検討結果】

交付決定通知書等については様式に合致するよう訂正する。

また、市体育協会に対しては、様式に合致するよう訂正し申請するよう指導を行う。

【地区体育振興会（生涯学習課所管）指摘事項】

① 補助金等における概算払いの申請について（平成29年度及び30年度）

善通寺市補助金等交付規則に係る第3号様式（交付決定通知書）等の記載において、同規則と異なる文言の記載が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

また、地区体育振興会に対して、指摘した関係申請書等について、様式に合致するよう指導されたい。

② 剰余金（繰越金）について

市補助金を超える繰越金が発生した地区体育振興会に対して、補助金を大幅に超える剰余金が発生しないよう丁寧に指導されたい。

【検討結果】

① 交付決定通知書等については様式に合致するよう訂正する。

また、地区体育振興会に対しては、記載内容に不備がないよう指導を行う。

② 剰余金が発生しないよう事業計画を立てるほか、補助金を超える繰越金が発生する場合は返還するなどの指導を行う。